

平成21年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する 意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

（1）意見を募集する案件

- 国指定小笠原群島鳥獣保護区及び同小笠原群島特別保護地区及び同特別保護指定区域の指定について
- 国指定北硫黄島鳥獣保護区及び同北硫黄島特別保護地区の指定について
- 国指定南鳥島鳥獣保護区の指定について
- 国指定紀伊長島鳥獣保護区紀伊長島特別保護地区の指定について
- 国指定剣山山系鳥獣保護区及び同剣山山系特別保護地区の指定について
- 国指定やんばる（安田）鳥獣保護区及び同やんばる（安田）特別保護地区の指定について
- 国指定やんばる（安波）鳥獣保護区の指定について

（2）意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の指定計画書（案）を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表（環境省記者クラブ）

（3）資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課及び関係地方環境事務所等で閲覧可能。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

（4）意見提出期間

平成21年8月7日（金）から9月6日（日）まで（1ヶ月間）

（5）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

（6）意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

意見提出数 3通

整理した意見総数 10件

平成 2 1 年度国指定鳥獣保護区の指定等 に関するパブリックコメントの実施結果について

(1) 国指定小笠原群島鳥獣保護区の指定について

該当箇所	ご 意 見 (概要)	対 応 方 針
指定計画書 1 (2) 鳥獣保護区 区の区域	鳥獣保護区の区域を沿岸海域に拡大することは、亜熱帯、熱帯系の海鳥類の生息する当該地域において積極的に評価したい。	指定計画書案の内容を支持する御意見と理解します。
指定計画書 1 (2) 鳥獣保護区 区の区域	海域における漁業による海鳥の混獲防止対策を同時に行政として行う必要がある。 海域保護の実効性を担保するには、行政による混獲防止対策の研究・対策実施への必要な支援が必要である	まずは、漁業による海鳥の混獲の実態をよく把握することが重要と考えます。
指定計画書 1 (2) 鳥獣保護区 区の区域	母島列島北端の鬼岩西方の水上岩は地形図では無名であるが、「おさどり根」と古老に伝えられており、カツオドリの休み場であったと思われる。カツオドリ類の再利用の可能性があり鳥獣保護区の区域に編入することが適切である。	母島列島の島しょは大小関わらず鳥獣保護区に含まれる計画となっています。

(2) 国指定小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区の指定について

該当部分	ご 意 見 (概要)	対 応 方 針
指定計画書 1 (2) 特別保護地区 の区域	カツオドリ等の生息・集団繁殖地が各島の汀線近くにあり、またそこは渡来するシギ等の水鳥の採餌場にもなっている場所もある。こうした海岸に漂着した人間が生み出したごみ(魚網等の漁具を含む)が生息環境を悪化させている可能性がある。指定をするだけでなく、漂着ごみの定期的調査及び回収が必要である。	今後とも海鳥類の生息域の状況把握に努めて参りたいと考えています。 なお、先般、西之島の海岸部において漂着ゴミの回収を実施したところですが、今年中に父島及び兄島の主要海岸部において漂着ゴミの回収を実施する予定です。
指定計画書 2 特別保護地区の保護に関する指針	オガサワラオオコウモリの損傷・死亡等の事故防止及びオガサワラオオコウモリによる農産物被害を減少させるため、オガサワラオオコウモリの圃場進入防止対策(例えばネット等)のについての研究及び有効な対策導入のために必要であ	オガサワラオオコウモリの保全のためには農業振興との両立を図っていくことが重要と認識しております。御指摘の点を含め、関係機関とも連携協力し、適切な保全を図って参りたいと考えています。

	れば経費助成を行政が行う責務がある。	
指定計画書 2 特別保護地区の保護に関する指針	オガサワラオオコウモリの習性に対応した、冬季ねぐらとその周辺、採餌場などの民有地の買上げ制度の導入(創設)が必要である。	御意見は今後のオガサワラオオコウモリの生息地保全を進める上で、参考にさせていただきます。

(3) 国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域の指定について

該当部分	ご意見(概要)	対応方針
指定計画書 1(4)指 定理由	指定計画書では、特別保護指定区域と特別保護地区がほとんど隣接しておらず、特別保護指定区域の周辺に飛び地的に特別保護地区が設定されている。特別保護指定区域と特別保護地区に挟まれた民有地にオオコウモリが飛行、飛来しない筈は無く飛び地的地区設定は、その効果に疑問が生じざるを得ない。 飛び地的設定の原因は、民有地の地権者同意が得られないことであると思われるが、保護制度を有効に運用するためには、民有地買上げ制度の導入(創設)が必要である。	飛行能力を有するオガサワラオオコウモリの保全にとって、飛び地的な指定であっても一定の効果があると考えています。

(4) 国指定北硫黄島鳥獣保護区の指定について

該当部分	ご意見(概要)	対応方針
指定計画書 1(2) 鳥獣保護区 の区域	鳥獣保護区の区域を沿岸海域に拡大することは、亜熱帯、熱帯系の海鳥類の生息する当該地域にあつては、積極的に評価をしたい。	指定計画書案の内容を支持する御意見と理解します。
指定計画書 1(2) 鳥獣保護区 の区域	アカオネツタイチョウ、カツオドリ類の生息・集団繁殖地が海岸沿いであり、海岸に漂着した人間が生み出したごみ(魚網等の漁具を含む)が生息環境を悪化させている可能性がある。指定するだけでなく、漂着ごみの定期的調査及び回収が必要である。	まずは、漂着ゴミによる影響の把握に努めて参りたいと考えています。

(5) 国指定南鳥島鳥獣保護区の指定について

該当部分	ご意見(概要)	対応方針
指定計画書 2 鳥獣保護区 の保護に関する 指針	南鳥島では「ノネコ」が生息できる環境ではなく、「ノネコ」とあるのは飼主が特定されず、人家の外で餌やりが常態化している、いわゆる「地域ネコ」に分類されると思われる。 「地域ネコ」に分類されると思われるノネコの、随時実態調査と適正管理の指導徹底が必要である。	御指摘の点も含め、関係機関とも連携協力しながら海鳥類の生息・繁殖環境を保全するため取り組んで参りたいと考えています。